

第1回木造住宅の耐震セミナー・相談会



日時 5月13日(土)午前10時～11時30分(受付9時45分～)  
場所 市役所分館2階会議室

内容 セミナー「木造住宅の耐震について」、木造住宅耐震診断・耐震改修工事の助成制度説明、木造住宅耐震相談会

対象・定員 市内在住の方、先着20人 費用 無料

☎・☎ 5月12日(金)までに建築住宅課・内線529

6月1日(木)から 木造住宅の耐震診断費用に上限5万円、耐震改修工事費用に上限50万円を助成します



木造住宅耐震診断・耐震改修工事、分譲マンション耐震診断の助成申請の受付を開始します。なお、助成申請は、必ず耐震診断、耐震改修工事の契約、工事の実施をする前に行ってください。申請方法、補助金額など詳しくは市ホームページをご覧ください。

対象 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅・分譲マンション

◎木造住宅耐震診断助成

受付期間 6月1日(木)～12月22日(金) 助成棟数 先着10棟

◎木造住宅耐震改修工事助成

受付期間 6月1日(木)～11月30日(木) 助成棟数 先着10棟

◎マンション耐震診断助成

受付期間 6月1日(木)～9月29日(金) 助成棟数 先着1棟

☎ 建築住宅課・内線529

5月 市民相談・県民相談 ※☎は予約制です。

市民相談	弁護士法律相談☎	11日(休)、16日(休)、18日(休)、23日(休)、25日(休) 9時30分～15時30分 市民相談室(本庁舎2階) 秘書広報課☎7185-1714(予約は1日(月)8時30分～)	
	行政相談	24日(木) 10時～12時 市民相談室(本庁舎2階) 秘書広報課☎7185-1714	
	行政書士相談☎	17日(木) 13時～16時 市民相談室(本庁舎2階) (相続・遺言・成年後見など)行政書士会・木川☎7183-2132	
	司法書士法律相談☎	19日(金) 10時～15時 市民相談室(本庁舎2階) 千葉司法書士会柏支部☎7166-2015(平日13時～16時、 予約は18日(土)まで)	
	年金・労働相談☎	10日(木) 13時～17時 市民相談室(本庁舎2階) 千葉社会 保険労務士会東葛支部☎047-345-9992(9時～15時)	
	税務相談☎	19日(金)10時～15時 市民相談室(本庁舎1階) 収税課☎7185-1349(予約は15日(月)8時30分～)	
	不動産相談☎	12日(金) 市民相談室(本庁舎2階) 建築住宅課・内線601 (先着8組。予約は10日(木)まで)	
	住宅相談☎	12日(金) B会議室 建築住宅課・内線601 (先着4組。予約は10日(木)まで)	
	消費生活相談	月～金曜日、第2・4土曜日(祝日を除く) 10時～17時30分 消費生活センター☎7185-0999	
	人権相談(☎優先)	25日(休) 9時30分～12時 相談室(西別館2階) 社会福祉課・内線432	
	生活相談	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時 社会福祉課(西別館2階)・内線393	
	健康相談	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時 保健センター 健康づくり支援課☎7185-1126	
	心の相談☎	29日(月) 午後 相談室(西別館2階) 障害福祉支援課・内線421	
	もの忘れ相談☎	9日(木) 13時30分～16時30分 相談室(西別館3階) 高齢者支援課☎7185-1112	
	交通事故巡回相談☎	8日(月)10時～15時 市民安全課(本庁舎地階)・内線485 (先着4組。予約は2日(木)まで)	
	子ども総合相談	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時 子ども相談課(西別館1階)☎7185-1821	
	県民相談	ひとり親・ 婦人相談	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時 (離婚・養育費・ 面会交流など) 子ども支援課(西別館2階)・内線849
		DV相談	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時 社会福祉課(西別館2階)・内線394
結婚相談(☎優先)		木曜日 10時～17時 第1・3土曜日、第2・4日曜日 10時～19時 我孫子市結婚相談所 あび♡こい♡ハート☎7157-3900	
若者就労 支援相談☎		22日(月) 10時～16時 市民相談室(本庁舎2階) (おおむね40歳まで) 企業立地推進課☎7185-2214	
地域職業相談		月～金曜日(祝日を除く) 9時30分～17時 地域職業相談室(サンビーンズビル6階)☎7165-2786	
介護と こころの相談☎		火～日曜日 10時～16時 福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ6階)☎7165-2886	
すまいの相談		金曜日10時～16時(随時)、水・木曜日10時～12時(要予約) 福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ6階)☎7165-2886	
福祉用具相談☎		火～日曜日 10時～16時 福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ1階)☎7165-2886	
児童相談		来所☎	月～金曜日 9時～17時 柏児童相談所☎7131-7175
		電話	月～金曜日 9時～17時 柏児童相談所☎7134-4152

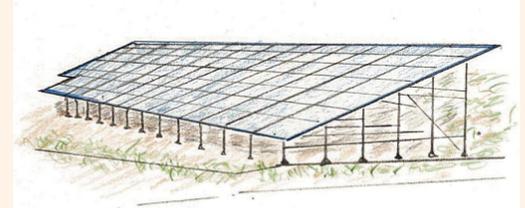


「我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例」を制定しました

市では、低炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの利用を推進しています。その一方で、土地に自立して設置する太陽光発電設備については、土地利用に関する防災上の懸念や豊かな自然環境、良好な景観形成の支障となるケースも生じています。そのため、事業者と地域住民、行政の情報共有・共通理解のもと太陽光発電設備の適正な設置を図るため、条例を制定しました。

条例施行日 6月1日(木)

条例の概要 設備の設置にあたり、事業者(個人事業者も含む)に対しては、地域住民への事前周知や説明(地域住民から説明を求められた場合に限る)、市への太陽光発電設備設置事業計画届出書などの提出を義務付けています。



▲届け出の対象となる太陽光発電設備(イメージ図)

自粛を要請する区域 設備の設置が、防災、環境、景観面において悪影響を及ぼすと懸念される次の区域を「自粛を要請する区域」と位置付け、市が必要と認めるときは、事業者に対して設置事業を自粛するよう要請することとしています。

①土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内の斜面地

②我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例第3条第2項に規定する指定斜面林

③我孫子市景観条例第11条に規定する特定地区(手賀沼ふれあいライン特定地区)

※②は大部分が手賀沼ふれあいライン特定地区に含まれています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

対象となる設備 土地に自立して設置する太陽光発電設備で発電出力が30キロワット以上のもの(ただし、自粛を要請する区域においては10キロワット以上のもの)※住宅など建築物の屋根や屋上などに設置されるものは対象外

☎ 都市計画課景観推進室・内線574

4月1日以降に所有権の保存登記をされた方



若い世代の住宅取得補助金  
5月1日から申請受付を開始します!



市では、若い世代の市外からの転入や市内での定住化を促進するため、平成26年度から若い世代の住宅取得に対して補助金の交付を行ってまいりました。

今年度は、市内東側への居住や市外からの転入に重点を置いた新たな制度として実施します。補助要件などが変更されていますので、必ずご確認ください。

補助金制度や住宅取得日の確認方法、申請書のダウンロードなど、詳しくは市ホームページをご覧ください。

補助要件・補助金額

補助の種類	要件	補助金額
基本補助	若い世代の住宅取得 夫婦ともに40歳未満の世帯、または40歳未満のひとり親世帯や単身者が住宅取得し、市税の滞納がない場合	5万円
加算補助①	市内東側での住宅取得 我孫子市の東側地区※で、住宅を取得した場合	+15万円
加算補助②	取得者またはその配偶者が市外からの転入者 取得者などが、市外から交付対象住宅での定住を目的とする転入者である場合※申請日からさかのぼって、1年以内に転入した方が加算対象となります(1年以上我孫子市内に住居がないこと)。	+10万円
最大30万円		

※我孫子市内の都部、都部新田、湖北台1～10丁目、中峠台、中峠、中里、中里新田、古戸、日秀、新木、新木野1～4丁目、南新木1～4丁目、布佐西町、布佐1丁目、布佐、布佐平和台1～7丁目、江蔵地、都、新々田、三河屋新田、相島新田、大作新田、布佐下新田、浅間前新田のことを指します。

注意点 ◎平成29年4月1日以降に取得(所有権の保存登記)された住宅が補助対象です。◎今までの住宅取得補助金と、申請書などが変更されています。お間違えのないようにご注意ください。◎この補助金は、平成29年度をもって終了する予定です(補助対象住宅は平成30年3月31日までに所有権の保存登記が完了したものの。申請受付は平成30年5月31日までを予定)。

平成29年3月31日までに所有権の保存登記をされた方の申請期限は、5月31日(木)までです。補助要件など詳しくはお問い合わせください。

☎ 建築住宅課・内線601